

国と地方タスクフォースに関するヒアリング

提 出 資 料

平成19年4月13日

国土交通省道路局路政課

地域活性化に資する屋外広告掲示

地域活性化に資する屋外広告掲示というのは、中心市街地活性化や防犯や清掃などのまちづくり活動を行う団体(商店街組合やNPO法人等)が企業などの広告収入により、その財源を得たいというニーズにより提案されているものであり、特定の者が利益を得ようとするものではない。地域の活性化が求められる中、このような活動に自治体の道路管理者の見解や運用が障害を及ぼしていることについて、見解を示されたい。

広告物を道路に設け、その広告料収入を地域の活性化等のために活用する場合については、道路の占用を許可することもあり得るものと考えられる。占用許可は、公益性や道路の構造及び交通への支障等を勘案して、自治体の道路管理者が行うものであるが、その際、地域の活性化等の観点から、弾力的な運用を行うことが適当な場合もあるものと思料。

商店街のアーケードや街路灯のような、その設置に際して既に道路の占用が許可されている設備に附置する形で掲示する「まちづくり屋外広告」については、広告内容や広告主の変更に際し、その都度、道路の占用許可の申請を行わせる必要はないと考えるが、見解を示されたい。

占用許可を既に受けている広告物について、その広告内容や広告主の変更が生じたとしても、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易な変更である場合 には、変更の許可や新たな許可を受けることは要しない。

参考

道路法施行令

(道路の占用の軽易な変更)

第八条 法第三十二条第二項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であって、当該道路占用者が当該占用の目的に附隨して行うもの。

貴省は「地域活性化等に関連する屋外広告物の占用許可基準についても検討してまいりたい。」との見解を示されている（構造改革特区第9次提案）が、検討状況について教示願いたい。

特区提案を踏まえ、広告料収入を地域活性化等のために活用するとの枠組みのもと、直轄国道において、一定の広告物の占用について特例的な取扱いを可能とする方向で検討している。

「地域活性化等に資する屋外広告掲出に関する道路占用基準(占用主体、占用場所、占用物件等)」についてのガイドラインを自治体の道路管理者に周知させ、道路管理者の判断が容易になるようすべきと考えるが、見解を示されたい。

平成19年度中に、広告料収入を地域活性化等のために活用する場合における広告物の占用許可基準を定めることを検討している。この基準において、道路管理者の判断が容易となるように努めるとともに、自治体の道路管理者に送付する。